

住民基本台帳カード交付手数料の無料期間を2年間延長しました！ ～この機会に作られませんか？～

住民基本台帳カードを作ると宇美・志免・粕屋町の3町のいずれの証明書自動交付機からでも証明書（住民票・印鑑証明・戸籍）を取得できます。
※戸籍証明書は、住民登録地と本籍地が同一の方のみ取得できます。

【設置場所】

宇美町役場、志免町役場、粕屋町役場

【利用時間帯】

○平日 9時～20時
○土日祝日 9時～12時
※停止期間 12月29日～1月3日

【証明書交付手数料】

○住民票 1通200円 ・印鑑証明 1通200円
○戸籍謄本 1通450円 ・戸籍抄本 1通450円

住民基本台帳カードを作成するには？

○官公庁が発行した写真つきの公的身分証明書（運転免許証、パスポート等）を持参された場合は、即日交付できます。
○印鑑証明の交付サービスを利用する方は、印鑑登録カードを持参してください。

住民基本台帳カードを作ると以下のような利点があります。

○写真つき住民基本台帳カードを作ると身分証明書として使えます。
○役場設置の証明書自動交付機で夜間・休日でも証明書を取得できます。

【問い合わせ】住民課住民係 TEL934-2241



証明書自動交付機

宇美町衛生センターダイオキシン類測定結果

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、宇美町衛生センターで行ったダイオキシン類の測定結果を公表します。

サンプルの詳細		分析結果	基準値
浸出水処理施設	処理水	0.000061pg-TEQ/L	10pg-TEQ/L
最終処分場	地下水(上流側)	0.097pg-TEQ/L	1pg-TEQ/L
	地下水(下流側)	0.075pg-TEQ/L	1pg-TEQ/L

【参考】1pg：1兆分の1g、TEQ：毒性等量

【問い合わせ】環境課 TEL934-2226

宇美俳句同好会「山ざくら」 兼題 **卒業・野遊**

半世紀耐へ来し妻と野に遊ぶ
心地よき風と日を浴び野に遊ぶ
卒業や恩師も友も遠くなり
卒業の兄に強目の球返す
野遊びや飛行機雲に鳥よぎる
卒業歌あふるる涙ふきもせで
卒業を祝ふ家族で手巻寿司
青春の淡き思ひを野に遊ぶ
天災にゆれし今年の卒業期
卒業式花束抱いて祖母涙
女教師の袴姿や卒業式
何もかもわかったつもり卒業す

宇美俳句会 兼題 **木の芽一切・彼岸一切**

父母の基また傾きて木の芽山
水かげろふ遊ぶ老幹柳の芽
名札付け杖の多さも彼岸寺
雑木の芽染みて手鏡ほどの池
大観の絵を模す庭や木の芽時
木の芽吹く候や吉報ほつと
吹く風も日差しも天意お彼岸か
未曾有なる災禍を祈る彼岸かな

宇美川柳会

非難続く荷にならぬよう助け合
クラス会逢いたい人は遠い席
被災地に命をつなぐ荷が走る
老後でも荷にはならぬとカラ元
遠く道迷わず歩き明日がある
遠くから固唾のおだけ大津波

短歌

黄昏がるし東の間をしゃぐ子等の声
社殿の御灯しボツボツ点る

宮内澄江

千磯代雄
富美患
元和英
三喜子
登静子
よしず
正子
ハルト
清見

土患筆
智恵
元英
宗毅
由美
榮子
清見

きみ
徳み
徳子
徳子
徳子
徳子

みさ
の
子

平成23年4月から 「障害年金加算改善法」が施行されます

これまでは障害年金を受ける権利が発生したときに、受給権者によって生計を維持している配偶者やお子様がいる場合で、障害等級が1級または2級に該当する方に加算を行っていましたが、平成23年4月施行の「国民年金法等の一部を改正する法律」により、障害年金を受ける権利が発生した後に、生計を維持することになった配偶者やお子様がいる場合にも届出によって加算を行うことになります。

平成23年3月までは…

○受給権発生時に既に生計を維持する配偶者やお子様を有している場合には、受給権発生時（※）から加算の対象となります。
※受給権発生時における生計維持関係を確認していました。

平成23年4月からは加算の範囲が拡大されます！

○平成23年4月1日より前において、受給権発生後に生計を維持する配偶者やお子様を有している場合には、法施行時（※）から加算の対象となります。
※平成23年3月31日における生計維持関係を確認することとなります。
○平成23年4月1日以降において、受給権発生後に生計を維持する配偶者やお子様を有することとなった場合は、その事実が発生した時点（※）から加算の対象となります。
※婚姻、出生等の事実が発生した日における生計維持関係を確認することとなります。



【障害年金加算改善法についての問い合わせ】
・東福岡年金事務所 TEL651-7129 ・住民課国保年金係 TEL934-2241

障害基礎年金の子加算の運用の見直しと児童扶養手当との関係

このたびの法律改正により、障害基礎年金の子加算の範囲が拡大されることで、併せて障害基礎年金の子加算の運用についても見直しが行われます。
児童扶養手当は、お子様が障害基礎年金の子加算の対象である場合は支給されませんが、平成23年4月以降は、児童扶養手当額が障害基礎年金の子加算額を上回る場合においては、年金受給権者とお子様の間に生計維持関係がないものとして取扱い、子加算の対象としないうことにより児童扶養手当を受給することが可能となります。
詳しくは、下記までお問い合わせください。

- 児童扶養手当と障害年金の子加算の間で受給変更ができる場合とは
両親の一方が児童扶養手当法施行令で定める障害（国民年金または厚生年金保険法1級相当）の状態にあることで、配偶者に支給される児童扶養手当と障害年金の子加算で受給変更が可能となります。
- 児童扶養手当と障害年金の子加算の間で受給変更ができない場合とは
母子世帯や父子世帯の方は、児童扶養手当と障害年金の子加算で受給変更ができません。

【児童扶養手当制度についての問い合わせ】
・健康福祉課こども手当係 TEL934-2243